

改正派遣法に基づくマージン率の公開について

令和3年3月吉日
プライミクスプラス株式会社

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律
第23条第5項の規定により下記の通り情報提供いたします。

※マージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

【2019年度】

- 1) 派遣労働者の数 9名
- 2) 派遣先の数 1社
- 3) 労働者派遣に関する料金の平均額 1日8時間当たり 22,378円
- 4) 派遣労働者の賃金の平均額 1日8時間当たり 14,566円
- 5) マージン率 34.9%
- 6) 教育訓練に関する事項 ビジネスマナー、安全衛生教育、OA機器操作等
- 7) マージン率に含まれている経費
交通費、有給休暇取得費用、各種手当、社会保険料、福利厚生費、会社運営費、
営業利益などが含まれております。
- 8) 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
「労使協定を締結していない」